

国立大学法人群馬大学学長選考規程

平成17.12.1 制定
改正 平成22.4.1 平成26.6.25
平成27.2.26 平成28.11.24
令和4.4.1 令和8.4.1

(趣 旨)

第1条 国立大学法人群馬大学学長（以下「学長」という。）の選考は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第12条第2項の規定に基づき、国立大学法人群馬大学学長選考・監察会議（以下「学長選考・監察会議」という。）がこの規程により行う。

(選考の時期)

第2条 学長選考・監察会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に学長候補者の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が解任されたとき。
- (4) 学長が欠員となったとき。

2 学長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合においては、任期満了の1月前までに、同項第2号、第3号又は第4号に該当する場合においては、その事実が生じたときに速やかに行う。

(学長適任候補者の推薦)

第3条 学長選考・監察会議は、所定の期日までに、国立大学法人群馬大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）及び国立大学法人群馬大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）に対し、それぞれ3人以内の学長適任候補者の推薦を求める。

2 学長選考・監察会議は、学長適任候補者の推薦を求める際に、望ましい学長像を定め、経営協議会及び教育研究評議会に提示するとともに、公表する。

3 経営協議会及び教育研究評議会は、提示のあった望ましい学長像を踏まえ、学長適任候補者として学長選考・監察会議に対し推薦する。

(学長適任者の決定等)

第4条 学長選考・監察会議は、前条第3項の規定により推薦された学長適任候補者について資格審査を行い、学長適任者を決定する。

2 学長選考・監察会議は、経営協議会及び教育研究評議会から前条第3項の規定に基づく学長適任候補者の推薦がない場合又は前項の資格審査の結果学長適任者がいない場合は、望ましい学長像を踏まえ、学長適任者を決定する。

3 学長選考・監察会議は、学長適任者決定後、該当者の氏名及び現職名又は最終職名を公表する。

4 学長適任者が1人の場合の公表については、前項に規定する事項を公表するほか、第6条に規定する学長候補者の選考を行う旨を併せて公表する。

5 学長選考・監察会議委員が学長適任候補者又は学長適任者となった場合は、学長選考・監察会議委員を辞するものとする。

(意向聴取)

第5条 学長選考・監察会議は、学長候補者の選考に当たり、参考として教職員等の意

向聴取を実施することができる。ただし、学長適任者が1人の場合は、意向聴取を実施しない。

2 意向聴取参加資格者及び方法については、国立大学法人群馬大学学長選考実施細則（以下「細則」という。）で定める。

3 意向聴取の結果は、公表する。

（学長候補者の決定）

第6条 学長選考・監察会議は、学長適任者の中から学長候補者を決定する。

2 学長選考・監察会議は、学長候補者の選考に際して必要と認めるときは、学長適任者との面談を行うことができる。

（再任の審査及び決定）

第6条の2 国立大学法人群馬大学学長任期規程第2条の規定に基づき、学長が再任（再々任を含む。以下同じ。）されることが出来る場合における学長候補者の選考方法は、第3条から前条までの規定にかかわらず、当該学長の再任の審査により行う。

2 学長選考・監察会議は、学長の再任の審査に当たり、当該学長に対し、再任の意思を確認するとともに、調書の提出を求める。

3 学長選考・監察会議は、提出された書類の審査を行うこと及び必要と認めるときは面談を行い、審査の結果、再任を可とした場合は、学長候補者を決定する。

4 学長選考・監察会議は、当該学長に再任の意思がない場合及び審査の結果、再任を否とした場合は、第3条から前条までの規定に基づき、改めて学長候補者の選考を行う。

（学長就任の交渉）

第7条 学長選考・監察会議は、学長候補者を決定したときは、当該学長候補者にその旨を通知するとともに、速やかに就任の交渉を行う。

2 就任交渉の結果、就任承諾が得られた場合は、学長に報告するとともに、公示する。

（再選考）

第8条 学長選考・監察会議は、次の各号のいずれかに該当する場合は、改めて学長候補者の選考（以下この条において「再選考」という。）を行う。

（1）学長候補者が学長となることに承諾しないとき。

（2）就任承諾の後、就任するまでの間にやむを得ない理由により辞退したとき又は就任することができなくなったとき。

2 再選考を行う場合は、学長に報告するとともに、その理由を公示する。

3 再選考に関し必要な事項は、学長選考・監察会議がその都度定める。

（文部科学大臣への申出）

第9条 学長は、第7条第2項の規定により報告を受けた学長候補者について、文部科学大臣への申出を行う。

（実施細則）

第10条 この規程に定めるもののほか、学長の選考に関し必要な事項は、細則で定める。

（規程の解釈）

第11条 この規程の解釈に疑義があるときは、学長選考・監察会議がこれを決する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年2月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。